

公益社団法人日本地震工学会 功績賞細則

2013年3月29日制定

2016年8月9日改定

(適用範囲)

第1条 本細則は、公益社団法人日本地震工学会定款第4条第1項第7号に規定する業績の表彰に基づき、地震工学および地震防災研究の進歩・発展に著しい顕著な功績に対して個人または団体を対象に本会が贈る「日本地震工学会 功績賞」に関して定める。

(受賞対象)

第2条 本賞の対象は、個人および団体とする。

2 なお、本賞の既受賞者は対象から除く。

(対象業績)

第3条 地震工学および地震防災研究の進歩・発展に著しい顕著な功績があると認められた業績を対象とする。

(受賞者数)

第4条 受賞者は、原則として毎年2者以内とする。

(授賞式)

第5条 授賞式は、社員総会において行い、受賞者に賞状を贈る。

(委員会構成及び選考)

第6条 功績賞選考委員会は、会長、副会長、総務理事、会員理事から構成する。

2 選考は公益社団法人日本地震工学会表彰規程第3条第2項による。

(細則の変更)

第7条 本細則は、理事会の議決により変更することができる。

附則

- 1) この細則は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行される。
- 2) 公益認定を受けた日は、2013年5月1日である。
- 3) この細則の変更は、2016年8月9日から施行する。